

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第 31 に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 240 号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第 2 基金活用事業実施に当たっての条件等	第 2 基金活用事業実施に当たっての条件等
1 交付要綱第 31 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき基金設置団体が基金活用事業の実施に当たり基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等については次のとおりとする。	1 交付要綱第 31 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき基金設置団体が基金活用事業の実施に当たり基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等については次のとおりとする。
(1) 基金設置団体は、基金活用事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。	(1) 基金設置団体は、基金活用事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
ア 都道府県知事が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、交付要綱、 <u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領</u> （平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づく処分又は指示に違反した場合	ア 都道府県知事が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、交付要綱、 <u>木材産業国際競争力強化対策実施要領</u> （平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づく処分又は指示に違反した場合
イ～オ （略）	イ～オ （略）
(2) （略）	
2 （略）	

附 則

この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行するものとする。